

食安監発1114第1号
平成23年11月14日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産生鮮まつたけの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりアセトクロール（0.09 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしくお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮まつたけ
届出数量	15 カートン 0.17 トン
輸出国	中華人民共和国
産地又は製造者	中華人民共和国
輸入者	京英ランド 株式会社 東京都大田区東海3 - 8 - 3
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年11月3日
輸入届出受付番号	第 21022399460 号 1 欄
検査結果	アセトクロール（0.09 ppm）検出
違反確定日	平成23年11月11日